

	掛 金			負 担 金			備 考			
	長期	短期	介護	長期	短期	介護				
給 料	一般組合員	90.2875	38.65 (37.0 +1.65)	4.11	118.5375 (90.2875 +0.375+ 27.875)	38.95 (37.0 +1.65+ 0.3)	4.11	【長期】(年金等の給付に要する財源) ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.375 (0.3) ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 27.875 (22.3) 【短期】(保健診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.3 (0.24) ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.65 (1.32) 【最高限度額】 長期 496,000円 (620,000円) 短期 968,000円 (1,210,000円) ※上の()内は特別職・役員		
	船員組合員		31.15 (29.5 +1.65)			53.95 (52.0 +1.65+ 0.3)				
	特別職組合員	72.23	30.92 (29.6 +1.32)	3.29	94.83 (72.23 +0.3+ 22.3)	31.16 (29.6 +1.32+ 0.24)	3.29			
	組合役員								72.53 (72.23 +0.3)	30.92 (29.6 +1.32)
	組合職員	90.2875	38.65 (37.0 +1.65)	4.11	90.6625 (90.2875 +0.375)	38.65 (37.0 +1.65)	4.11			
	地方独立行政法人 役員組合員								72.23	30.92 (29.6 +1.32)
	一般組合員	90.2875	38.65 (37.0 +1.65)	4.11	90.6625 (90.2875 +0.375)	38.65 (37.0 +1.65)	4.11			
	派遣職員								0.375 (都)27.875	0.30 (都)0.3
	職員団体専従								0.3 (都)27.875	0.3 (都)0.3
	任意継続組合員		74.0	8.22					平均給料額 389,000円	
期 末 手 当 等	一般組合員	72.23	30.92 (29.6 +1.32)	3.29	94.83 (72.23 +0.3+ 22.3)	31.16 (29.6 +1.32+ 0.24)	3.29	【長期】(年金等の給付に要する財源) ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.3 ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 22.3 【短期】(保健診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.24 ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.32 【最高限度額】 長期 1,500,000円 短期 5,400,000円 (短期については、年度累計額の上限)		
	船員組合員		24.92 (23.6 +1.32)			43.16 (41.6 +1.32+ 0.24)				
	特別職組合員		30.92 (29.6 +1.32)			0.24 (都)0.24			94.83 (72.23 +0.3+ 22.3)	31.16 (29.6 +1.32+ 0.24)
	組合役員									
	組合職員		0.3 (都)22.3			30.92 (29.6 +1.32)				
	地方独立行政法人 役員組合員		72.53 (72.23 +0.3)						0.3 (都)22.3	72.53 (72.23 +0.3)
	一般組合員		0.3 (都)22.3			0.24 (都)0.24				
	派遣職員		0.3 (都)22.3			0.24 (都)0.24			72.23 (都)22.3	30.92 (29.6 +1.32)
	職員団体専従		0.3 (都)22.3			0.24 (都)0.24				

◎追加費用負担金率(対給料)・・・ 義務 111.8/1,000 非義務 70.5/1,000

◎育児休業期間中における負担金免除・・・掛金と同率(免除期間は最長で、当該育児休業に係る子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月まで)

◎部分休業に伴う給料減額部分の負担金免除(長期給付に限る。)・・・長期掛金と同率

◎介護保険の第2号被保険者・・・40才以上65才未満の組合員

◎事務費負担金(23区教育委員会分)・・・年額 3,396円 月単位 283.00円

◎児童手当拠出金(対給料、対期末手当等)・・・ 1.3/1,000

※組合役職員・地方独立行政法人職員・派遣職員・職員団体専従のみ(育児休業による掛金免除期間中は免除)

	掛 金			負 担 金			備 考			
	長期	短期	介護	長期	短期	介護				
給 料	一般組合員	92.5	38.65 (37.0 +1.65)	4.11	120.75 (92.5 +0.375+ 27.875)	38.95 (37.0 +1.65+ 0.3)	4.11	【長期】(年金等の給付に要する財源) ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.375 (0.3) ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 27.875 (22.3) 【短期】(保健診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.3 (0.24) ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.65 (1.32) 【最高限度額】 長期 496,000円 (620,000円) 短期 968,000円 (1,210,000円) ※上の()内は特別職・役員		
	船員組合員		31.15 (29.5 +1.65)			育児休業等期間中 0.3			53.95 (52.0 +1.65+ 0.3)	
	特別職組合員	74.0	30.92 (29.6 +1.32)	3.29	96.6 (74.0 +0.3+ 22.3)	31.16 (29.6 +1.32+ 0.24)	3.29			
	組合役員								74.3 (74.0 +0.3)	30.92 (29.6 +1.32)
	組合職員	92.5	38.65 (37.0 +1.65)	4.11	92.875 (92.5 +0.375)	38.65 (37.0 +1.65)	4.11			
	地方独立行政法人 役員組合員	74.0	30.92 (29.6 +1.32)	3.29	74.3 (74.0 +0.3) (都)22.3	30.92 (29.6 +1.32)	3.29			
	一般組合員	92.5	38.65 (37.0 +1.65)	4.11	92.875 (92.5 +0.375)	38.65 (37.0 +1.65)	4.11			
	派遣職員				育児休業等期間中 0.375 (都)27.875	38.65 (37.0 +1.65) (都)0.30 育児休業等期間中 (都)0.3				
	職員団体専従				92.5 (都)27.875	38.65 (37.0 +1.65) (都)0.3				
	任意継続組合員		74.0	8.22					平均給料額 389,000円	
期 末 手 当 等	一般組合員	74.0	30.92 (29.6 +1.32)	3.29	96.6 (74.0 +0.3+ 22.3)	31.16 (29.6 +1.32+ 0.24)	3.29	【長期】(年金等の給付に要する財源) ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.3 ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 22.3 【短期】(保健診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.24 ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.32 【最高限度額】 長期 1,500,000円 短期 5,400,000円 (短期については、年度累計額の上限)		
	船員組合員		24.92 (23.6 +1.32)			育児休業等期間中 0.24 (41.6 +1.32+ 0.24)				
	特別職組合員		30.92 (29.6 +1.32)			3.29			96.6 (74.0 +0.3+ 22.3)	31.16 (29.6 +1.32+ 0.24)
	組合役員									
	組合職員		育児休業等期間中 0.3			30.92 (29.6 +1.32) (都)0.24 育児休業等期間中 (都)0.24				
	地方独立行政法人 役員組合員		74.3 (74.0 +0.3) (都)22.3						74.0 (都)22.3	
	一般組合員		74.3 (74.0 +0.3) (都)22.3			育児休業等期間中 0.3 (都)22.3				
	派遣職員		育児休業等期間中 0.3 (都)22.3						74.0 (都)22.3	
	職員団体専従		育児休業等期間中 0.3 (都)22.3			30.92 (29.6 +1.32) (都)0.24				

◎追加費用負担金率(対給料)・・・ 義務 111.8/1,000 非義務 70.5/1,000

◎育児休業期間中における負担金免除・・・掛金と同率(免除期間は最長で、当該育児休業に係る子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月まで)

◎部分休業に伴う給料減額部分の負担金免除(長期給付に限る。)・・・長期掛金と同率

◎介護保険の第2号被保険者・・・40才以上65才未満の組合員

◎事務費負担金(23区教育委員会分)・・・年額 3,396円 月単位 283.00円

◎児童手当拠出金(対給料、対期末手当等)・・・ 1.3/1,000

※組合役職員・地方独立行政法人職員・派遣職員・職員団体専従のみ(育児休業による掛金免除期間中は免除)

	掛 金			負 担 金			備 考		
	長期	短期	介護	長期	短期	介護			
給 料	一般組合員	92.5	38.65 (37.0 +1.65)	4.48	133.0 (92.5 +0.375+ 40.125)	38.98 (37.0 +1.65+ 0.33) 育児休業等期間中	4.48	【長期】(年金等の給付に要する財源) ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.375 (0.3) ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 40.125 (32.1) 【短期】(保健診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.33 (0.26) ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.65 (1.32) 【最高限度額】 長期 496,000円 (620,000円) 短期 968,000円 (1,210,000円) ※上の()内は特別職・役員	
	船員組合員		31.15 (29.5 +1.65)			0.33 育児休業等期間中			53.98 (52.0 +1.65+ 0.33) 育児休業等期間中
	特別職組合員	74.0	30.92 (29.6 +1.32)	3.58	106.4 (74.0 +0.3+ 32.1)	31.18 (29.6 +1.32+ 0.26)	3.58		
	組合役員								74.3 (74.0 +0.3)
	組合職員	92.5	38.65 (37.0 +1.65)	4.48	92.875 (92.5 +0.375) 育児休業等期間中	38.65 (37.0 +1.65)	4.48		
	役員組合員								74.0
	地方独立行政法人	一般組合員	92.5	38.65 (37.0 +1.65)	4.48	92.875 (92.5 +0.375) (都)40.125	38.65 (37.0 +1.65) (都)0.33		4.48
	派遣職員	0.375 (都)40.125					0.33 育児休業等期間中 (都)0.33		
	職員団体専従				92.5 (都)40.125	38.65 (37.0 +1.65) (都)0.33			
	任意継続組合員		74.0	8.96					平均給料額 383,000円
期 末 手 当 等	一般組合員	74.0	30.92 (29.6 +1.32)	3.58	106.4 (74.0 +0.3+ 32.1)	31.18 (29.6 +1.32+ 0.26) 育児休業等期間中	3.58	【長期】(年金等の給付に要する財源) ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.3 ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 32.1 【短期】(保健診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.26 ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.32 【最高限度額】 長期 1,500,000円 短期 5,400,000円 (短期については、年度累計額の上限)	
	船員組合員		24.92 (23.6 +1.32)			43.18 (41.6 +1.32+ 0.26) 育児休業等期間中			
	特別職組合員	74.0	30.92 (29.6 +1.32)	3.58	106.4 (74.0 +0.3+ 32.1)	31.18 (29.6 +1.32+ 0.26)	3.58		
	組合役員								74.3 (74.0 +0.3)
	組合職員	92.5	38.65 (37.0 +1.65)	4.48	92.875 (92.5 +0.375) 育児休業等期間中	38.65 (37.0 +1.65)	4.48		
	役員組合員								74.0
	地方独立行政法人	一般組合員	92.5	38.65 (37.0 +1.65)	4.48	92.875 (92.5 +0.375) (都)40.125	30.92 (29.6 +1.32) (都)0.26		4.48
	派遣職員	0.3 (都)32.1					0.26 育児休業等期間中 (都)0.26		
	職員団体専従				74.0 (都)32.1	30.92 (29.6 +1.32) (都)0.26			

◎追加費用負担金率(対給料)・・・ 義務 110.9/1,000 非義務 65.7/1,000

◎育児休業期間中における負担金免除・・・掛金と同率(免除期間は最長で、当該育児休業に係る子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月まで)

◎部分休業に伴う給料減額部分の負担金免除(長期給付に限る)・・・長期掛金と同率

◎介護保険の第2号被保険者・・・40才以上65才未満の組合員

◎事務費負担金(23区教育委員会分)・・・年額 3,618円 月単位 301.50円

◎児童手当拠出金(対給料、対期末手当等)・・・ 1.3/1,000

※組合役職員・地方独立行政法人職員・派遣職員・職員団体専従のみ(育児休業による掛金免除期間中は免除)

◎後期高齢者医療制度の被保険者とされる組合員の短期掛金・負担金・・・ (対給料) 2.01/1,000 (対期末手当等) 1.61/1,000

(特別職・組合役員については対給料・対期末手当等ともに1.61/1,000)

	掛 金			負 担 金			備 考		
	長期	短期	介護	長期	短期	介護			
給 料	一般組合員	94.7125	38.65 (37.0 +1.65)	4.48	135.2125 (94.7125 +0.375+ 40.125)	38.98 (37.0 +1.65+ 0.33) 育児休業等期間中 0.33	4.48	【長期】 (年金等の給付に要する財源) ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.375 (0.3) ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 40.125 (32.1) 【短期】 (保健診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.33 (0.26) ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.65 (1.32) 【最高限度額】 長期 496,000円 (620,000円) 短期 968,000円 (1,210,000円) ※上の()内は特別職・役員	
	船員組合員		31.15 (29.5 +1.65)			40.5 (0.375+40.125)			53.98 (52.0 +1.65+ 0.33) 育児休業等期間中 0.33
	特別職組合員	75.77	30.92 (29.6 +1.32)	3.58	108.17 (75.77 +0.3+ 32.1)	31.18 (29.6 +1.32+ 0.26)	3.58		
	組合役員								76.07 (75.77 +0.3)
	組合職員	94.7125	38.65 (37.0 +1.65)	4.48	95.0875 (94.7125 +0.375) 育児休業等期間中 0.375	38.65 (37.0 +1.65)	4.48		
	地方独立行政法人 役員組合員	75.77	30.92 (29.6 +1.32)	3.58	76.07 (75.77 +0.3) (都)32.1	30.92 (29.6 +1.32)	3.58		
	一般組合員	94.7125	38.65 (37.0 +1.65)	4.48	95.0875 (94.7125 +0.375) (都)40.125	38.65 (37.0 +1.65) (都)0.33	4.48		
	派遣職員					0.375 (都)40.125			38.65 (37.0 +1.65) (都)0.33
	職員団体専従					94.7125 (都)40.125			38.65 (37.0 +1.65) (都)0.33
	任意継続組合員		74.0	8.96					平均給料額 383,000円
期 末 手 当 等	一般組合員	75.77	30.92 (29.6 +1.32)	3.58	108.17 (75.77 +0.3+ 32.1)	31.18 (29.6 +1.32+ 0.26) 育児休業等期間中 0.26	3.58	【長期】 (年金等の給付に要する財源) ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.3 ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 32.1 【短期】 (保健診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.26 ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.32 【最高限度額】 長期 1,500,000円 短期 5,400,000円 (短期については、年度累計額の上限)	
	船員組合員		24.92 (23.6 +1.32)			32.4 (0.3 +32.1)			43.18 (41.6 +1.32+ 0.26) 育児休業等期間中 0.26
	特別職組合員	75.77	30.92 (29.6 +1.32)	3.58	108.17 (75.77 +0.3+ 32.1)	31.18 (29.6 +1.32+ 0.26)	3.58		
	組合役員								76.07 (75.77 +0.3)
	組合職員	75.77	30.92 (29.6 +1.32)	3.58	76.07 (75.77 +0.3) 育児休業等期間中 0.3	30.92 (29.6 +1.32)	3.58		
	地方独立行政法人 役員組合員	75.77	30.92 (29.6 +1.32)	3.58	76.07 (75.77 +0.3) (都)32.1	30.92 (29.6 +1.32)	3.58		
	一般組合員	75.77	30.92 (29.6 +1.32)	3.58	76.07 (75.77 +0.3) (都)32.1	30.92 (29.6 +1.32) (都)0.26	3.58		
	派遣職員					0.3 (都)32.1			30.92 (29.6 +1.32) (都)0.26
	職員団体専従					75.77 (都)32.1			30.92 (29.6 +1.32) (都)0.26

◎追加費用負担金率(対給料)・・・ 義務 110.9/1,000 非義務 65.7/1,000

◎育児休業期間中における負担金免除・・・掛金と同率(免除期間は最長で、当該育児休業に係る子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月まで)

◎部分休業に伴う給料減額部分の負担金免除(長期給付に限る。)・・・長期掛金と同率

◎介護保険の第2号被保険者・・・40才以上65才未満の組合員

◎事務費負担金(23区教育委員会分)・・・年額 3,618円 月単位 301.50円

◎児童手当拠出金(対給料、対期末手当等)・・・ 1.3/1,000

※組合役職員・地方独立行政法人職員・派遣職員・職員団体専従のみ(育児休業による掛金免除期間中は免除)

◎後期高齢者医療制度の被保険者とされる組合員の短期掛金・負担金・・・ (対給料) 2.01/1,000 (対期末手当等) 1.61/1,000

(特別職・組合役員については対給料・対期末手当等ともに1.61/1,000)

	掛 金			負 担 金			備 考			
	長期	短期	介護	長期	短期	介護				
給 料	一般組合員	94.7125	38.65 (37.0 +1.65)	4.86	137.7125 (94.7125 +0.375+ 42.625)	39.06 (37.0 +1.65+ 0.41) 育児休業等期間中	4.86	【長期】(年金等の給付に要する財源) ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.375 (0.3) ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 42.625 (34.1) 【短期】(保健診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.41 (0.33) ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.65 (1.32) 【最高限度額】 長期 496,000円 (620,000円) 短期 968,000円 (1,210,000円) ※上の()内は特別職・役員		
	船員組合員		35.91 (34.26 +1.65)			43.0 (0.375 +42.625)			49.3 (47.24 +1.65+ 0.41) 育児休業等期間中	
	特別職組合員	75.77	30.92 (29.6 +1.32)	3.89	110.17 (75.77 +0.3+ 34.1)	31.25 (29.6 +1.32+ 0.33)	3.89			
	組合役員								76.07 (75.77 +0.3)	30.92 (29.6 +1.32)
	組合職員	94.7125	38.65 (37.0 +1.65)	4.86	95.0875 (94.7125 +0.375) 育児休業等期間中	38.65 (37.0 +1.65)	4.86			
	地方独立行政法人 役員組合員								75.77	30.92 (29.6 +1.32)
	一般組合員	94.7125	38.65 (37.0 +1.65)	4.86	95.0875 (94.7125 +0.375) (都)42.625	38.65 (37.0 +1.65)	4.86			
	派遣職員								0.375 (都)42.625	38.65 (都)0.41 育児休業等期間中 (都)0.41
	職員団体専従								94.7125 (都)42.625	38.65 (37.0 +1.65) (都)0.41
	任意継続組合員		74.0	9.72					平均給料額 378,000円	
期 末 手 当 等	一般組合員	75.77	30.92 (29.6 +1.32)	3.89	110.17 (75.77 +0.3+ 34.1)	31.25 (29.6 +1.32+ 0.33) 育児休業等期間中	3.89	【長期】(年金等の給付に要する財源) ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.3 ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 34.1 【短期】(保健診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.33 ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.32 【最高限度額】 長期 1,500,000円 短期 5,400,000円 (短期については、年度累計額の上限)		
	船員組合員		28.73 (27.41 +1.32)			34.4 (0.3 +34.1)			39.44 (37.79 +1.32+ 0.33) 育児休業等期間中	
	特別職組合員	75.77	30.92 (29.6 +1.32)	3.89	110.17 (75.77 +0.3+ 34.1)	31.25 (29.6 +1.32+ 0.33)	3.89			
	組合役員								76.07 (75.77 +0.3)	30.92 (29.6 +1.32)
	組合職員	94.7125	38.65 (37.0 +1.65)	4.86	95.0875 (94.7125 +0.375) 育児休業等期間中	38.65 (37.0 +1.65)	4.86			
	地方独立行政法人 役員組合員								75.77	30.92 (29.6 +1.32)
	一般組合員	94.7125	38.65 (37.0 +1.65)	4.86	95.0875 (94.7125 +0.375) (都)42.625	38.65 (37.0 +1.65)	4.86			
	派遣職員								0.3 (都)34.1	30.92 (都)0.33 育児休業等期間中 (都)0.33
	職員団体専従								94.7125 (都)42.625	30.92 (29.6 +1.32) (都)0.33

◎追加費用負担金率(対給料)・・・ 義務 140.6/1,000 非義務 81.6/1,000

◎育児休業期間中における負担金免除・・・掛金と同率(免除期間は最長で、当該育児休業に係る子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月まで)

◎部分休業に伴う給料減額部分の負担金免除(長期給付に限る。)・・・長期掛金と同率

◎介護保険の第2号被保険者・・・40才以上65才未満の組合員

◎事務費負担金(23区教育委員会分)・・・年額 3,942円 月単位 328.50円

◎児童手当拠出金(対給料、対期末手当等)・・・ 1.3/1,000

※組合役職員・地方行政独立法人職員・派遣職員・職員団体専従のみ(育児休業による掛金免除期間中は免除)

◎後期高齢者医療制度の被保険者とされる組合員の短期掛金・負担金・・・ (対給料) 2.01/1,000 (対期末手当等) 1.61/1,000

(特別職・組合役員については対給料・対期末手当等ともに1.61/1,000)

	掛 金			負 担 金			備 考		
	長期	短期	介護	長期	短期	介護			
給 料	一般組合員	96.925	38.65 (37.0 +1.65)	4.86	139.925 (96.925 +0.375+ 42.625)	39.06 (37.0 +1.65+ 0.41) 育児休業等期間中	4.86	【長期】(年金等の給付に要する財源) ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.375 (0.3) ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 42.625 (34.1) 【短期】(保健診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.41 (0.33) ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.65 (1.32) 【最高限度額】 長期 496,000円 (620,000円) 短期 968,000円 (1,210,000円) ※上の()内は特別職・役員	
	船員組合員		35.91 (34.26 +1.65)			49.3 (47.24 +1.65+ 0.41) 育児休業等期間中			
	特別職組合員	77.54	30.92 (29.6 +1.32)	3.89	111.94 (77.54 +0.3+ 34.1)	31.25 (29.6 +1.32+ 0.33)	3.89		
	組合役員					77.84 (77.54 +0.3)			30.92 (29.6 +1.32)
	組合職員	96.925	38.65 (37.0 +1.65)	4.86	97.3 (96.925 +0.375) 育児休業等期間中	38.65 (37.0 +1.65)	4.86		
	地方独立行政法人 役員組合員					77.54			30.92 (29.6 +1.32)
	一般組合員	96.925	38.65 (37.0 +1.65)	4.86	97.3 (96.925 +0.375) (都)42.625	38.65 (37.0 +1.65)	4.86		
	派遣職員					0.375 (都)42.625			38.65 (都)0.41 育児休業等期間中 (都)0.41
	職員団体専従					96.925 (都)42.625			38.65 (37.0 +1.65) (都)0.41
	任意継続組合員		74.0	9.72					平均給料額 378,000円
期 末 手 当 等	一般組合員	77.54	30.92 (29.6 +1.32)	3.89	111.94 (77.54 +0.3+ 34.1)	31.25 (29.6 +1.32+ 0.33) 育児休業等期間中	3.89	【長期】(年金等の給付に要する財源) ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.3 ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 34.1 【短期】(保健診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.33 ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.32 【最高限度額】 長期 1,500,000円 短期 5,400,000円 (短期については、年度累計額の上限)	
	船員組合員		28.73 (27.41 +1.32)			34.4 (0.3 +34.1) 育児休業等期間中			39.44 (37.79 +1.32+ 0.33) 育児休業等期間中
	特別職組合員	77.54	30.92 (29.6 +1.32)	3.89	111.94 (77.54 +0.3+ 34.1)	31.25 (29.6 +1.32+ 0.33)	3.89		
	組合役員					77.84 (77.54 +0.3)			30.92 (29.6 +1.32)
	組合職員	96.925	38.65 (37.0 +1.65)	4.86	97.3 (96.925 +0.375) 育児休業等期間中	38.65 (37.0 +1.65)	4.86		
	地方独立行政法人 役員組合員					77.54			30.92 (29.6 +1.32)
	一般組合員	96.925	38.65 (37.0 +1.65)	4.86	97.3 (96.925 +0.375) (都)42.625	38.65 (37.0 +1.65)	4.86		
	派遣職員					0.3 (都)34.1			30.92 (都)0.33 育児休業等期間中 (都)0.33
	職員団体専従					96.925 (都)42.625			30.92 (29.6 +1.32) (都)0.33

◎追加費用負担金率(対給料)・・・ 義務 140.6/1,000 非義務 81.6/1,000

◎育児休業期間中における負担金免除・・・掛金と同率(免除期間は最長で、当該育児休業に係る子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月まで)

◎部分休業に伴う給料減額部分の負担金免除(長期給付に限る)・・・長期掛金と同率

◎介護保険の第2号被保険者・・・40才以上65才未満の組合員

◎事務費負担金(23区教育委員会分)・・・年額 3,942円 月単位 328.50円

◎児童手当拠出金(対給料、対期末手当等)・・・ 1.3/1,000

※組合役職員・地方行政独立法人職員・派遣職員・職員団体専従のみ(育児休業による掛金免除期間中は免除)

◎後期高齢者医療制度の被保険者とされる組合員の短期掛金・負担金・・・ (対給料) 2.01/1,000 (対期末手当等) 1.61/1,000

(特別職・組合役員については対給料・対期末手当等ともに1.61/1,000)

	掛 金			負 担 金			備 考							
	長期	短期	介護	長期	短期	介護								
給 料	一般組合員	96.925	43.65 (42.0 +1.65)	5.24	145.425 (96.925 +0.375+ 48.125)	44.08 (42.0 +1.65+ 0.43) 育児休業等期間中	5.24	【長期】(年金等の給付に要する財源) ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.375 (0.3) ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 48.125 (38.5) 【短期】(保健診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.43 (0.34) ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.65 (1.32) 【最高限度額】 長期 496,000円 (620,000円) 短期 968,000円 (1,210,000円) ※上の()内は特別職・役員						
	船員組合員		40.55 (38.9 +1.65)			54.68 (52.6 +1.65+ 0.43) 育児休業等期間中								
	特別職組合員	77.54	34.92 (33.6 +1.32)	4.19	116.34 (77.54 +0.3+ 38.5)	35.26 (33.6 +1.32+ 0.34)	4.19							
	組合役員								77.84 (77.54 +0.3)	34.92 (33.6 +1.32)				
	組合職員	96.925	43.65 (42.0 +1.65)	5.24	97.3 (96.925 +0.375) 育児休業等期間中	43.65 (42.0 +1.65)	5.24							
	地方独立行政法人 役員組合員								77.54	34.92 (33.6 +1.32)	77.84 (77.54 +0.3) (都)38.5	34.92 (33.6 +1.32)		
	一般組合員	96.925	43.65 (42.0 +1.65)	5.24	97.3 (96.925 +0.375) (都)48.125	43.65 (42.0 +1.65) (都)0.43	5.24							
	派遣職員								0.375 (都)48.125	0.43 (都)0.43				
	職員団体専従								96.925 (都)48.125	43.65 (42.0 +1.65) (都)0.43				
	任意継続組合員		84.0	10.48					平均給料額 375,000円					
期 末 手 当 等	一般組合員	77.54	34.92 (33.6 +1.32)	4.19	116.34 (77.54 +0.3+ 38.5)	35.26 (33.6 +1.32+ 0.34) 育児休業等期間中	4.19	【長期】(年金等の給付に要する財源) ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.3 ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 38.5 【短期】(保健診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.34 ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.32 【最高限度額】 長期 1,500,000円 短期 5,400,000円 (短期については、年度累計額の上限)						
	船員組合員		32.44 (31.12 +1.32)			43.74 (42.08 +1.32+ 0.34) 育児休業等期間中								
	特別職組合員		77.54			34.92 (33.6 +1.32)			4.19	116.34 (77.54 +0.3+ 38.5)	35.26 (33.6 +1.32+ 0.34)	4.19		
	組合役員												77.84 (77.54 +0.3)	34.92 (33.6 +1.32)
	組合職員		77.54			34.92 (33.6 +1.32)			4.19	77.84 (77.54 +0.3) 育児休業等期間中	0.3 (都)38.5	4.19		
	地方独立行政法人 役員組合員												77.54	77.84 (77.54 +0.3) (都)38.5
	一般組合員		77.54			34.92 (33.6 +1.32)			4.19	77.84 (77.54 +0.3) (都)38.5	0.3 (都)38.5	4.19		
	派遣職員												0.3 (都)38.5	0.34 (都)0.34 育児休業等期間中
	職員団体専従												77.54 (都)38.5	34.92 (33.6 +1.32) (都)0.34

◎追加費用負担金率(対給料)・・・ 義務 136.9/1,000 非義務 82.0/1,000

2011/12/14

◎育児休業期間中における負担金免除・・・掛金と同率(免除期間は最長で、当該育児休業に係る子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月まで)

◎部分休業に伴う給料減額部分の負担金免除(長期給付に限る。)・・・長期掛金と同率

◎介護保険の第2号被保険者・・・40才以上65才未満の組合員

◎事務費負担金(23区教育委員会分)・・・年額 4,220円 月単位 351.67円

◎児童手当拠出金(対給料、対期末手当等)・・・ 1.3/1,000

※組合役職員・地方行政独立法人職員・派遣職員・職員団体専従のみ(育児休業による掛金免除期間中は免除)

◎後期高齢者医療制度の被保険者とされる組合員の短期掛金・負担金・・・ (対給料) 2.65/1,000 (対期末手当等) 2.12/1,000

(特別職・組合役員については対給料・対期末手当等ともに2.12/1,000)

	掛 金			負 担 金			備 考		
	長期	短期	介護	長期	短期	介護			
給料	一般組合員	99.1375	43.65 (42.0 +1.65)	5.24	147.6375 (99.1375 +0.375+ 48.125)	44.08 (42.0 +1.65+ 0.43) 育児休業等期間中	5.24	<p>【長期】(年金等の給付に要する財源) ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.375 (0.3) ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 48.125 (38.5)</p> <p>【短期】(保健診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.43 (0.34) ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.65 (1.32)</p> <p>【最高限度額】 長期 496,000円 (620,000円) 短期 968,000円 (1,210,000円)</p> <p>※上の()内は特別職・役員</p>	
	船員組合員		40.55 (38.9 +1.65)			48.5 (0.375+48.125)			54.68 (52.6 +1.65+ 0.43) 育児休業等期間中
	特別職組合員	79.31	34.92 (33.6 +1.32)	4.19	118.11 (79.31 +0.3+ 38.5)	35.26 (33.6 +1.32+ 0.34)	4.19		
	組合役員								79.61 (79.31 +0.3)
	組合職員	99.1375	43.65 (42.0 +1.65)	5.24	99.5125 (99.1375 +0.375) 育児休業等期間中	43.65 (42.0 +1.65)	5.24		
	役員組合員								79.31
	地方独立行政法人	一般組合員	99.1375	43.65 (42.0 +1.65)	5.24	99.5125 (99.1375 +0.375) (都)48.125	43.65 (42.0 +1.65) (都)0.43 育児休業等期間中 (都)0.43		5.24
	派遣職員	99.1375							
	職員団体専従								
	任意継続組合員		84.0	10.48					平均給料額 375,000円
期末手当等	一般組合員	79.31	34.92 (33.6 +1.32)	4.19	118.11 (79.31 +0.3+ 38.5)	35.26 (33.6 +1.32+ 0.34) 育児休業等期間中	4.19	<p>【長期】(年金等の給付に要する財源) ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.3 ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 38.5</p> <p>【短期】(保健診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.34 ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.32</p> <p>【最高限度額】 長期 1,500,000円 短期 5,400,000円 (短期については、年度累計額の上限)</p>	
	船員組合員		32.44 (31.12 +1.32)			38.8 (0.3 +38.5)			43.74 (42.08 +1.32+ 0.34) 育児休業等期間中
	特別職組合員	79.31	34.92 (33.6 +1.32)	4.19	118.11 (79.31 +0.3+ 38.5)	35.26 (33.6 +1.32+ 0.34)	4.19		
	組合役員								79.61 (79.31 +0.3)
	組合職員	99.1375	43.65 (42.0 +1.65)	5.24	99.5125 (99.1375 +0.375) 育児休業等期間中	43.65 (42.0 +1.65)	5.24		
	役員組合員								79.31
	地方独立行政法人	一般組合員	99.1375	43.65 (42.0 +1.65)	5.24	99.5125 (99.1375 +0.375) (都)48.125	43.65 (42.0 +1.65) (都)0.43 育児休業等期間中 (都)0.43		5.24
	派遣職員	99.1375							
	職員団体専従								

◎追加費用負担金率(対給料)・・・ 義務 136.9/1,000 非義務 82.0/1,000

2011/12/14

◎育児休業期間中における負担金免除・・・掛金と同率(免除期間は最長で、当該育児休業に係る子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月まで)

◎部分休業に伴う給料減額部分の負担金免除(長期給付に限る。)・・・長期掛金と同率

◎介護保険の第2号被保険者・・・40才以上65才未満の組合員

◎事務費負担金(23区教育委員会分)・・・年額 4,220円 月単位 351.67円

◎児童手当拠出金(対給料、対期末手当等)・・・ 1.3/1,000

※組合役職員・地方行政独立法人職員・派遣職員・職員団体専従のみ(育児休業による掛金免除期間中は免除)

◎後期高齢者医療制度の被保険者とされる組合員の短期掛金・負担金・・・ (対給料) 2.65/1,000 (対期末手当等) 2.12/1,000

(特別職・組合役員については対給料・対期末手当等ともに2.12/1,000)

	掛 金			負 担 金			備 考			
	長期	短期	介護	長期	短期	介護				
給 料	一般組合員	99.1375	50.025 (48.375 +1.65)	5.38	145.1375 (99.1375 +0.375+ 45.625)	50.405 (48.375 +1.65+ 0.38)	5.38	【長期】(年金等の給付に要する財源) ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.375 (0.3) ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 45.625 (36.5) 【短期】(保健診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.38 (0.3) ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.65 (1.32) 【最高限度額】 長期 496,000円 (620,000円) 短期 968,000円 (1,210,000円) ※上の()内は特別職・役員		
	船員組合員		47.07 (45.42 +1.65)			育児休業等期間中 0.38			53.36 (51.33 +1.65+ 0.38)	
	特別職組合員	79.31	40.02 (38.7 +1.32)	4.3	116.11 (79.31 +0.3+ 36.5)	40.32 (38.7 +1.32+ 0.3)	4.3			
	組合役員								79.61 (79.31 +0.3)	40.02 (38.7 +1.32)
	組合職員	99.1375	50.025 (48.375 +1.65)	5.38	99.5125 (99.1375 +0.375)	50.025 (48.375 +1.65)	5.38			
	役員組合員								79.31 (38.7 +1.32)	40.02 (38.7 +1.32)
	地方独立行政法人	一般組合員	99.1375	50.025 (48.375 +1.65)	5.38	99.5125 (99.1375 +0.375)	50.025 (48.375 +1.65)		5.38	
	派遣職員	育児休業等期間中 0.375								育児休業等期間中 0.38
	職員団体専従	育児休業等期間中 0.375								育児休業等期間中 0.38
	任意継続組合員		96.75	10.76					平均給料額 373,000円	
期 末 手 当 等	一般組合員	79.31	40.02 (38.7 +1.32)	4.3	116.11 (79.31 +0.3+ 36.5)	40.32 (38.7 +1.32+ 0.3)	4.3	【長期】(年金等の給付に要する財源) ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.3 ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 36.5 【短期】(保健診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.30 ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.32 【最高限度額】 長期 1,500,000円 短期 5,400,000円 (短期については、年度累計額の上限)		
	船員組合員		37.65 (36.33 +1.32)			育児休業等期間中 0.3			42.69 (41.07 +1.32+ 0.3)	
	特別職組合員	79.31	40.02 (38.7 +1.32)	4.3	116.11 (79.31 +0.3+ 36.5)	40.32 (38.7 +1.32+ 0.3)	4.3			
	組合役員								79.61 (79.31 +0.3)	40.02 (38.7 +1.32)
	組合職員	99.1375	50.025 (48.375 +1.65)	5.38	99.5125 (99.1375 +0.375)	50.025 (48.375 +1.65)	5.38			
	役員組合員								79.31 (38.7 +1.32)	40.02 (38.7 +1.32)
	地方独立行政法人	一般組合員	99.1375	50.025 (48.375 +1.65)	5.38	99.5125 (99.1375 +0.375)	50.025 (48.375 +1.65)		5.38	
	派遣職員	育児休業等期間中 0.3								育児休業等期間中 0.3
	職員団体専従	育児休業等期間中 0.3								育児休業等期間中 0.3

24公立東京福第1019号(2013.2.18)

◎追加費用負担金率(対給料)・・・ 義務 108.4/1,000 非義務 64.0/1,000

◎育児休業期間中における負担金免除・・・掛金と同率(免除期間は最長で、当該育児休業に係る子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月まで)

◎部分休業に伴う給料減額部分の負担金免除(長期給付に限る。)・・・長期掛金と同率

◎介護保険の第2号被保険者・・・40才以上65才未満の組合員

◎事務費負担金(23区教育委員会分)・・・年額 4,120円 月単位 343.33円

◎児童手当拠出金(対給料、対期末手当等)・・・ 1.5/1,000

※組合役職員・地方独立行政法人職員・派遣職員・職員団体専従のみ(育児休業による掛金免除期間中は免除)

◎後期高齢者医療制度の被保険者とされる組合員の短期掛金・負担金・・・ (対給料) 2.35/1,000 (対期末手当等) 1.88/1,000

(特別職・組合役員については対給料・対期末手当等ともに1.88/1,000)

	掛 金			負 担 金			備 考						
	長期	短期	介護	長期	短期	介護							
給 料	一般組合員	101.35	50.025 (48.375 +1.65)	5.38	147.35 (101.35 +0.375+ 45.625)	50.405 (48.375 +1.65+ 0.38)	5.38	【長期】(年金等の給付に要する財源) ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.375 (0.3) ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 45.625 (36.5) 【短期】(保健診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.38 (0.3) ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.65 (1.32) 【最高限度額】 長期 496,000円 (620,000円) 短期 968,000円 (1,210,000円) ※上の()内は特別職・役員					
	船員組合員		47.07 (45.42 +1.65)			育児休業等期間中 0.38			53.36 (51.33 +1.65+ 0.38)				
	特別職組合員	81.08	40.02 (38.7 +1.32)	4.3	117.88 (81.08 +0.3+ 36.5)	40.32 (38.7 +1.32+ 0.3)	4.3						
	組合役員								81.38 (81.08 +0.3)	40.02 (38.7 +1.32)			
	組合職員	101.35	50.025 (48.375 +1.65)	5.38	101.725 (101.35 +0.375)	50.025 (48.375 +1.65)	5.38						
	役員組合員								81.08	40.02 (38.7 +1.32)	81.38 (81.08 +0.3)	40.02 (38.7 +1.32)	
	地方独立行政法人	一般組合員	101.35	50.025 (48.375 +1.65)	5.38	101.725 (101.35 +0.375)	50.025 (48.375 +1.65)		5.38				
	派遣職員	育児休業等期間中 0.375 (都)45.625								育児休業等期間中 0.38 (都)0.38			
	職員団体専従	101.35 (都)45.625	50.025 (48.375 +1.65)	(都)0.38									
	任意継続組合員		96.75	10.76					平均給料額 373,000円				
期 末 手 当 等	一般組合員	81.08	40.02 (38.7 +1.32)	4.3	117.88 (81.08 +0.3+ 36.5)	40.32 (38.7 +1.32+ 0.3)	4.3	【長期】(年金等の給付に要する財源) ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.3 ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 36.5 【短期】(保健診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.30 ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.32 【最高限度額】 長期 1,500,000円 短期 5,400,000円 (短期については、年度累計額の上限)					
	船員組合員		37.65 (36.33 +1.32)			育児休業等期間中 0.3			42.69 (41.07 +1.32+ 0.3)				
	特別職組合員		40.02 (38.7 +1.32)			4.3			117.88 (81.08 +0.3+ 36.5)	40.32 (38.7 +1.32+ 0.3)	4.3		
	組合役員											81.38 (81.08 +0.3)	40.02 (38.7 +1.32)
	組合職員		81.08			40.02 (38.7 +1.32)			4.3	101.725 (101.35 +0.375)	50.025 (48.375 +1.65)	5.38	
	役員組合員												81.08
	地方独立行政法人		一般組合員			81.08			40.02 (38.7 +1.32)	4.3	101.725 (101.35 +0.375)	50.025 (48.375 +1.65)	5.38
	派遣職員		育児休業等期間中 0.3 (都)36.5										
	職員団体専従		81.08 (都)36.5			40.02 (38.7 +1.32)			(都)0.3				

24公立東京福第1019号(2013.2.18)

◎追加費用負担金率(対給料)・・・ 義務 108.4/1,000 非義務 64.0/1,000

◎育児休業期間中における負担金免除・・・掛金と同率(免除期間は最長で、当該育児休業に係る子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月まで)

◎部分休業に伴う給料減額部分の負担金免除(長期給付に限る。)・・・長期掛金と同率

◎介護保険の第2号被保険者・・・40才以上65才未満の組合員

◎事務費負担金(23区教育委員会分)・・・年額 4,120円 月単位 343.33円

◎児童手当拠出金(対給料、対期末手当等)・・・ 1.5/1,000

※組合役職員・地方行政独立法人職員・派遣職員・職員団体専従のみ(育児休業による掛金免除期間中は免除)

◎後期高齢者医療制度の被保険者とされる組合員の短期掛金・負担金・・・ (対給料) 2.35/1,000 (対期末手当等) 1.88/1,000

(特別職・組合役員については対給料・対期末手当等ともに1.88/1,000)

	掛 金			負 担 金			備 考			
	長期	短期	介護	長期	短期	介護				
給 料	一般組合員	101.35	52.4 (50.75 +1.65)	6.1	146.85 (101.35 +0.375+ 45.125)	52.8 (50.75 +1.65+ 0.4)	6.1	【長期】(年金等の給付に要する財源) ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.375 (0.3) ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 45.125 (36.1) 【短期】(保健診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.4 (0.32) ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.65 (1.32) 【最高限度額】 長期 496,000円 (620,000円) 短期 968,000円 (1,210,000円) ※上の()内は特別職・役員		
	船員組合員		49.67 (48.02 +1.65)			育児休業等期間中 0.4			55.53 (53.48 +1.65+ 0.4)	育児休業等期間中 0.4
	特別職組合員	81.08	41.92 (40.6 +1.32)	4.88	117.48 (81.08 +0.3+ 36.1)	42.24 (40.6 +1.32+ 0.32)	4.88			
	組合役員								81.38 (81.08 +0.3)	41.92 (40.6 +1.32)
	組合職員	101.35	52.4 (50.75 +1.65)	6.1	101.725 (101.35 +0.375)	52.4 (50.75 +1.65)	6.1			
	役員組合員								81.08	41.92 (40.6 +1.32)
	地方独立行政法人	一般組合員	101.35	52.4 (50.75 +1.65)	6.1	101.725 (101.35 +0.375)	52.4 (50.75 +1.65)		6.1	
	派遣職員	育児休業等期間中 0.375 (都)45.125								育児休業等期間中 (都)0.4
	職員団体専従	101.35 (都)45.125								52.4 (50.75 +1.65)
	任意継続組合員		101.5	12.2					平均給料額 372,000円	
期 末 手 当 等	一般組合員	81.08	41.92 (40.6 +1.32)	4.88	117.48 (81.08 +0.3+ 36.1)	42.24 (40.6 +1.32+ 0.32)	4.88	【長期】(年金等の給付に要する財源) ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.3 ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 36.1 【短期】(保健診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.32 ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.32 【最高限度額】 長期 1,500,000円 短期 5,400,000円 (短期については、年度累計額の上限)		
	船員組合員		39.74 (38.42 +1.32)			育児休業等期間中 0.3			44.42 (42.78 +1.32+ 0.32)	育児休業等期間中 0.32
	特別職組合員	81.08	41.92 (40.6 +1.32)	4.88	117.48 (81.08 +0.3+ 36.1)	42.24 (40.6 +1.32+ 0.32)	4.88			
	組合役員								81.38 (81.08 +0.3)	41.92 (40.6 +1.32)
	組合職員	81.08	41.92 (40.6 +1.32)	4.88	101.725 (101.35 +0.375)	52.4 (50.75 +1.65)	6.1			
	役員組合員								81.08	41.92 (40.6 +1.32)
	地方独立行政法人	一般組合員	81.08	41.92 (40.6 +1.32)	4.88	101.725 (101.35 +0.375)	52.4 (50.75 +1.65)		6.1	
	派遣職員	育児休業等期間中 0.3 (都)36.1								育児休業等期間中 (都)0.32
	職員団体専従	81.08 (都)36.1								41.92 (40.6 +1.32)

◎追加費用負担金率(対給料)・・・ 義務 91.3/1,000 非義務 55.3/1,000

◎育児休業期間中における負担金免除・・・掛金と同率(免除期間は最長で、当該育児休業に係る子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月まで)

◎部分休業に伴う給料減額部分の負担金免除(長期給付に限る)・・・長期掛金と同率

◎介護保険の第2号被保険者・・・40才以上65才未満の組合員

◎事務費負担金(23区教育委員会分)・・・年額 4,050円 月単位 337.50円

◎児童手当拠出金(対給料、対期末手当等)・・・ 1.5/1,000

※組合役職員・地方独立行政法人職員・派遣職員・職員団体専従のみ(育児休業による掛金免除期間中は免除)

◎後期高齢者医療制度の被保険者とされる組合員の短期掛金・負担金・・・ (対給料) 2.60/1,000 (対期末手当等) 2.08/1,000

(特別職・組合役員については対給料・対期末手当等ともに2.08/1,000)

	掛 金			負 担 金			備 考			
	長期	短期	介護	長期	短期	介護				
給 料	一般組合員	103.5625	52.4 (50.75 +1.65)	6.1	149.0625 (103.5625 +0.375+ 45.125)	52.8 (50.75 +1.65+ 0.4)	6.1	【長期】(年金等の給付に要する財源) ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.375 (0.3) ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 45.125 (36.1) 【短期】(保健診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.4 (0.32) ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.65 (1.32) 【最高限度額】 長期 496,000円 (620,000円) 短期 968,000円 (1,210,000円) ※上の()内は特別職・役員		
	船員組合員		49.67 (48.02 +1.65)			育児休業等期間中 0.4			55.53 (53.48 +1.65+ 0.4)	
	特別職組合員	82.85	41.92 (40.6 +1.32)	4.88	119.25 (82.85 +0.3+ 36.1)	42.24 (40.6 +1.32+ 0.32)	4.88			
	組合役員								83.15 (82.85 +0.3)	41.92 (40.6 +1.32)
	組合職員	103.5625	52.4 (50.75 +1.65)	6.1	103.9375 (103.5625 +0.375)	52.4 (50.75 +1.65)	6.1			
	地方独立行政法人 役員組合員								82.85	41.92 (40.6 +1.32)
	一般組合員	103.5625	52.4 (50.75 +1.65)	6.1	103.9375 (103.5625 +0.375)	52.4 (50.75 +1.65)	6.1			
	派遣職員								育児休業等期間中 0.375 (都)45.125	52.4 (都)0.4 育児休業等期間中 (都)0.4
	職員団体専従								103.5625 (都)45.125	52.4 (50.75 +1.65) (都)0.4
	任意継続組合員		101.5	12.2					平均給料額 372,000円	
期 末 手 当 等	一般組合員	82.85	41.92 (40.6 +1.32)	4.88	119.25 (82.85 +0.3+ 36.1)	42.24 (40.6 +1.32+ 0.32)	4.88	【長期】(年金等の給付に要する財源) ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.3 ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 36.1 【短期】(保健診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.32 ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.32 【最高限度額】 長期 1,500,000円 短期 5,400,000円 (短期については、年度累計額の上限)		
	船員組合員		39.74 (38.42 +1.32)			育児休業等期間中 0.3			44.42 (42.78 +1.32+ 0.32)	
	特別職組合員	82.85	41.92 (40.6 +1.32)	4.88	119.25 (82.85 +0.3+ 36.1)	42.24 (40.6 +1.32+ 0.32)	4.88			
	組合役員								83.15 (82.85 +0.3)	41.92 (40.6 +1.32)
	組合職員	82.85	41.92 (40.6 +1.32)	4.88	83.15 (82.85 +0.3)	41.92 (40.6 +1.32)	4.88			
	地方独立行政法人 役員組合員								育児休業等期間中 0.3 (都)36.1	育児休業等期間中 0.32 (都)0.32
	一般組合員	82.85	41.92 (40.6 +1.32)	4.88	83.15 (82.85 +0.3)	41.92 (40.6 +1.32)	4.88			
	派遣職員								育児休業等期間中 0.3 (都)36.1	育児休業等期間中 0.32 (都)0.32
	職員団体専従								82.85 (都)36.1	41.92 (40.6 +1.32) (都)0.32

◎追加費用負担金率(対給料)・・・ 義務 91.3/1,000 非義務 55.3/1,000

◎育児休業期間中における負担金免除・・・掛金と同率(免除期間は最長で、当該育児休業に係る子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月まで)

◎部分休業に伴う給料減額部分の負担金免除(長期給付に限る。)・・・長期掛金と同率

◎介護保険の第2号被保険者・・・40才以上65才未満の組合員

◎事務費負担金(23区教育委員会分)・・・年額 4,050円 月単位 337.50円

◎児童手当拠出金(対給料、対期末手当等)・・・ 1.5/1,000

※組合役職員・地方行政独立法人職員・派遣職員・職員団体専従のみ(育児休業による掛金免除期間中は免除)

◎後期高齢者医療制度の被保険者とされる組合員の短期掛金・負担金・・・ (対給料) 2.60/1,000 (対期末手当等) 2.08/1,000

(特別職・組合役員については対給料・対期末手当等ともに2.08/1,000)

	掛 金			負 担 金			備 考			
	長期	短期	介護	長期	短期	介護				
給 料	一般組合員	103.5625	52.4 (50.75 +1.65)	6.08	151.6875 (103.5625 +0.375+ 47.75)	52.91 (50.75 +1.65+ 0.51)	【長期】(年金等の給付に要する財源) ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.375 (0.3) ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 47.75 (38.2) 【短期】(保健診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.51 (0.41) ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.65 (1.32) 【最高限度額】 長期 496,000円 (620,000円) 短期 968,000円 (1,210,000円) ※上の()内は特別職・役員			
	船員組合員		49.57 (47.92 +1.65)			育児休業等期間中 0.51		55.74 (53.58 +1.65+ 0.51)		
	特別職組合員	82.85	41.92 (40.6 +1.32)	4.86	121.35 (82.85 +0.3+ 38.2)	42.33 (40.6 +1.32+ 0.41)				
	組合役員							83.15 (82.85 +0.3)	41.92 (40.6 +1.32)	
	組合職員	103.5625	52.4 (50.75 +1.65)	6.08	103.9375 (103.5625 +0.375)	52.4 (50.75 +1.65)				
	地方独立行政法人 役員組合員							82.85	41.92 (40.6 +1.32)	4.86
	一般組合員	103.5625	52.4 (50.75 +1.65)	6.08	103.9375 (103.5625 +0.375)	52.4 (50.75 +1.65)				
	派遣職員							育児休業等期間中 0.375 (都)47.75	育児休業等期間中 (都)0.51 育児休業等期間中 (都)0.51	
	職員団体専従							103.5625 (都)47.75	52.4 (50.75 +1.65) (都)0.51	
	任意継続組合員		101.5	12.16				平均給料額 355,000円		
期 末 手 当 等	一般組合員	82.85	41.92 (40.6 +1.32)	4.86	121.35 (82.85 +0.3+ 38.2)	42.33 (40.6 +1.32+ 0.41)	【長期】(年金等の給付に要する財源) ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.3 ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 38.2 【短期】(保健診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.41 ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.32 【最高限度額】 長期 1,500,000円 短期 5,400,000円 (短期については、年度累計額の上限)			
	船員組合員		39.66 (38.34 +1.32)			育児休業等期間中 0.41		44.59 (42.86 +1.32+ 0.41)		
	特別職組合員		育児休業等期間中 0.3			育児休業等期間中 (都)0.41				
	組合役員							83.15 (82.85 +0.3)	42.33 (40.6 +1.32+ 0.41)	
	組合職員		育児休業等期間中 0.3			育児休業等期間中 (都)0.41				
	地方独立行政法人 役員組合員							82.85	41.92 (40.6 +1.32)	4.86
	一般組合員		育児休業等期間中 0.3			育児休業等期間中 (都)0.41				
	派遣職員							83.15 (82.85 +0.3) (都)38.2	育児休業等期間中 (都)0.41 育児休業等期間中 0.41	
	職員団体専従		82.85 (都)38.2			41.92 (40.6 +1.32) (都)0.41				

◎追加費用負担金率(対給料)・・・ 義務 74.6/1,000 非義務 45.0/1,000

26公立東京福第8号

◎育児休業等期間中には、産前産後休暇も含む

◎育児休業等期間中における負担金免除・・・掛金と同率(育児休業等期間中における免除期間は最長で、当該育児休業に係る子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月まで)

◎部分休業に伴う給料減額部分の負担金免除(長期給付に限る。)・・・長期掛金と同率

◎介護保険の第2号被保険者・・・40才以上65才未満の組合員

◎事務費負担金(23区教育委員会分)・・・年額 4,050円 月単位 337.50円

◎児童手当拠出金(対給料、対期末手当等)・・・ 1.5/1,000 ※組合役職員・地方独立行政法人職員・派遣職員・職員団体専従のみ(育児休業による掛金免除期間中は免除)

◎後期高齢者医療制度の被保険者とされる組合員の短期掛金・負担金・・・(対給料) 3.44/1,000 (対期末手当等) 2.75/1,000

(特別職・組合役員については対給料・対期末手当等ともに2.75/1,000)

	掛 金			負 担 金			備 考		
	長期	短期	介護	長期	短期	介護			
給 料	一般組合員	105.775	52.4 (50.75 +1.65)	6.08	153.9 (105.775 +0.375+ 47.75)	52.91 (50.75 +1.65+ 0.51) 育児休業等期間中	6.08	【長期】(年金等の給付に要する財源) ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.375 (0.3) ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 47.75 (38.2) 【短期】(保健診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.51 (0.41) ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.65 (1.32) 【最高限度額】 長期 496,000円 (620,000円) 短期 968,000円 (1,210,000円) ※上の()内は特別職・役員	
	船員組合員		49.57 (47.92 +1.65)			55.74 (53.58 +1.65+ 0.51) 育児休業等期間中			
	特別職組合員	84.62	41.92 (40.6 +1.32)	4.86	123.12 (84.62 +0.3+ 38.2)	42.33 (40.6 +1.32+ 0.41)	4.86		
	組合役員								84.92 (84.62 +0.3)
	組合職員	105.775	52.4 (50.75 +1.65)	6.08	106.15 (105.775 +0.375) 育児休業等期間中	52.4 (50.75 +1.65)	6.08		
	役員組合員								84.62
	地方独立行政法人	一般組合員	105.775	52.4 (50.75 +1.65)	6.08	106.15 (105.775 +0.375) (都)47.75	52.4 (50.75 +1.65) (都)0.51 育児休業等期間中		6.08
	派遣職員	0.375 (都)47.75							
	職員団体専従				105.775 (都)47.75	52.4 (50.75 +1.65) (都)0.51			
	任意継続組合員		101.5	12.16					平均給料額 355,000円
期 末 手 当 等	一般組合員	84.62	41.92 (40.6 +1.32)	4.86	123.12 (84.62 +0.3+ 38.2)	42.33 (40.6 +1.32+ 0.41) 育児休業等期間中	4.86	【長期】(年金等の給付に要する財源) ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.3 ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 38.2 【短期】(保健診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.41 ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.32 【最高限度額】 長期 1,500,000円 短期 5,400,000円 (短期については、年度累計額の上限)	
	船員組合員		39.66 (38.34 +1.32)			44.59 (42.86 +1.32+ 0.41) 育児休業等期間中			
	特別職組合員	84.62	41.92 (40.6 +1.32)	4.86	123.12 (84.62 +0.3+ 38.2)	42.33 (40.6 +1.32+ 0.41)	4.86		
	組合役員								84.92 (84.62 +0.3)
	組合職員	84.62	41.92 (40.6 +1.32)	4.86	84.92 (84.62 +0.3) 育児休業等期間中	41.92 (40.6 +1.32)	4.86		
	役員組合員								0.3 (都)38.2
	地方独立行政法人	一般組合員	84.62	41.92 (40.6 +1.32)	4.86	84.92 (84.62 +0.3) (都)38.2	41.92 (40.6 +1.32) (都)0.41 育児休業等期間中		4.86
	派遣職員	0.3 (都)38.2							
	職員団体専従				84.62 (都)38.2	41.92 (40.6 +1.32) (都)0.41			

◎追加費用負担金率(対給料)・・・ 義務 74.6/1,000 非義務 45.0/1,000

◎育児休業等期間中には、産前産後休暇も含む

◎育児休業等期間中における負担金免除・・・掛金と同率(育児休業等期間中における免除期間は最長で、当該育児休業に係る子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月まで)

◎部分休業に伴う給料減額部分の負担金免除(長期給付に限る。)・・・長期掛金と同率

◎介護保険の第2号被保険者・・・40才以上65才未満の組合員

◎事務費負担金(23区教育委員会分)・・・年額 4,050円 月単位 337.50円

◎児童手当拠出金(対給料、対期末手当等)・・・ 1.5/1,000 ※組合役職員・地方独立行政法人職員・派遣職員・職員団体専従のみ(育児休業による掛金免除期間中は免除)

◎後期高齢者医療制度の被保険者とされる組合員の短期掛金・負担金・・・(対給料) 3.44/1,000 (対期末手当等) 2.75/1,000 (特別職・組合役員については対給料・対期末手当等ともに2.75/1,000)

	掛 金			負 担 金			備 考	
	長期	短期	介護	長期	短期	介護		
給 料	一般組合員	105.775	52.4 (50.75 +1.65)	6.12	156.3538 (105.775 +0.3288+ 50.25)	52.8 (50.75 +1.65+ 0.4) 育児休業等期間中 0.4	6.12	【長期】 (年金等の給付に要する財源) ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.3288 (0.263) ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 50.25 (40.2) 【短期】 (保健診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.4 (0.33) ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.65 (1.32) 【最高限度額】 長期 496,000円 (620,000円) 短期 968,000円 (1,210,000円) ※上の()内は特別職・役員
	船員組合員		49.8 (48.15 +1.65)		50.5788 (0.3288 +50.25)	55.4 (53.35 +1.65+ 0.4) 育児休業等期間中 0.4		
	特別職組合員	84.62	41.92 (40.6 +1.32)	4.89	125.083 (84.62 +0.263+ 40.2)	42.25 (40.6 +1.32+ 0.33)	4.89	
	組合役員				84.883 (84.62 +0.263)	41.92 (40.6 +1.32)		
	組合職員	105.775	52.4 (50.75 +1.65)	6.12	106.1038 (105.775 +0.3288) 育児休業等期間中 0.3288	52.4 (50.75 +1.65)	6.12	
	地方独立行政法人 役員組合員	84.62	41.92 (40.6 +1.32)	4.89	84.883 (84.62 +0.263) (都)40.2	41.92 (40.6 +1.32)	4.89	
	一般組合員	105.775	52.4 (50.75 +1.65)	6.12	106.1038 (105.775 +0.3288) (都)50.25	52.4 (50.75 +1.65)	6.12	
	派遣職員				0.3288 (都)50.25	0.4 (都)0.4		
	職員団体専従				105.775 (都)50.25	52.4 (50.75 +1.65) (都)0.4		
	任意継続組合員		101.5	12.24				
期 末 手 当 等	一般組合員	84.62	41.92 (40.6 +1.32)	4.89	125.083 (84.62 +0.263+ 40.2)	42.25 (40.6 +1.32+ 0.33) 育児休業等期間中 0.33	4.89	【長期】 (年金等の給付に要する財源) ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.263 ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 40.2 【短期】 (保健診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.33 ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.32 【最高限度額】 長期 1,500,000円 短期 5,400,000円 (短期については、年度累計額の上限)
	船員組合員		39.84 (38.52 +1.32)		40.463 (0.263 +40.2)	44.33 (42.68 +1.32+ 0.33) 育児休業等期間中 0.33		
	特別職組合員	84.62	41.92 (40.6 +1.32)	4.89	125.083 (84.62 +0.263+ 40.2)	42.25 (40.6 +1.32+ 0.33)	4.89	
	組合役員				84.883 (84.62 +0.263)	41.92 (40.6 +1.32)		
	組合職員	84.62	41.92 (40.6 +1.32)	4.89	84.883 (84.62 +0.263) 育児休業等期間中 0.263	41.92 (40.6 +1.32)	4.89	
	地方独立行政法人 役員組合員				84.883 (84.62 +0.263) (都)40.2	41.92 (40.6 +1.32)		
	一般組合員	84.62	41.92 (40.6 +1.32)	4.89	84.883 (84.62 +0.263) (都)40.2	41.92 (40.6 +1.32)	4.89	
	派遣職員				0.263 (都)40.2	0.33 (都)0.33		
	職員団体専従				84.62 (都)40.2	41.92 (40.6 +1.32) (都)0.33		

◎追加費用負担金率(対給料)・・・ 義務 67.5/1,000 非義務 40.6/1,000

◎育児休業等期間中には、産前産後休暇も含む

◎育児休業等期間中における負担金免除・・・掛金と同率(育児休業等期間中における免除期間は最長で、当該育児休業に係る子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月まで)

◎部分休業に伴う給料減額部分の負担金免除(長期給付に限る。)・・・長期掛金と同率

◎介護保険の第2号被保険者・・・40才以上65才未満の組合員

◎事務費負担金(23区教育委員会分)・・・年額 5,000円

◎子ども・子育て拠出金(対給料、対期末手当等)・・・1.5/1,000

◎後期高齢者医療制度の被保険者とされる組合員の短期掛金・負担金・・・(対給料) 3.39/1,000 (対期末手当等) 2.72/1,000

月単位 416.66円

※組合役職員・地方独立行政法人職員・派遣職員・職員団体専従のみ(育児休業による掛金免除期間中は免除)

(特別職・組合役員については対給料・対期末手当等ともに2.72/1,000)

	掛 金			負 担 金			備 考	
	長期	短期	介護	長期	短期	介護		
給 料	一般組合員	107.9875	52.4 (50.75 +1.65)	6.12	158.5663 (107.9875 +0.3288+ 50.25)	52.8 (50.75 +1.65+ 0.4) 育児休業等期間中 0.4	6.12	【長期】 (年金等の給付に要する財源) ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.3288 (0.263) ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 50.25 (40.2) 【短期】 (保健診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.4 (0.33) ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.65 (1.32) 【最高限度額】 長期 496,000円 (620,000円) 短期 968,000円 (1,210,000円) ※上の()内は特別職・役員
	船員組合員		49.8 (48.15 +1.65)		50.5788 (0.3288 +50.25)	55.4 (53.35 +1.65+ 0.4) 育児休業等期間中 0.4		
	特別職組合員	86.39	41.92 (40.6 +1.32)	4.89	126.853 (86.39 +0.263+ 40.2)	42.25 (40.6 +1.32+ 0.33)	4.89	
	組合役員				86.653 (86.39 +0.263)	41.92 (40.6 +1.32)		
	組合職員	107.9875	52.4 (50.75 +1.65)	6.12	108.3163 (107.9875 +0.3288) 育児休業等期間中 0.3288	52.4 (50.75 +1.65)	6.12	
	地方独立行政法人 役員組合員	86.39	41.92 (40.6 +1.32)	4.89	86.653 (86.39 +0.263) (都)40.2	41.92 (40.6 +1.32)	4.89	
	一般組合員	107.9875	52.4 (50.75 +1.65)	6.12	108.3163 (107.9875 +0.3288) (都)50.25	52.4 (50.75 +1.65)	6.12	
	派遣職員				0.3288 (都)50.25	0.4 (都)0.4		
	職員団体専従				107.9875 (都)50.25	52.4 (50.75 +1.65) (都)0.4		
	任意継続組合員		101.5	12.24				
期 末 手 当 等	一般組合員	86.39	41.92 (40.6 +1.32)	4.89	126.853 (86.39 +0.263+ 40.2)	42.25 (40.6 +1.32+ 0.33) 育児休業等期間中 0.33	4.89	【長期】 (年金等の給付に要する財源) ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.263 ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 40.2 【短期】 (保健診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.33 ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.32 【最高限度額】 長期 1,500,000円 短期 5,400,000円 (短期については、年度累計額の上限)
	船員組合員		39.84 (38.52 +1.32)		40.463 (0.263 +40.2)	44.33 (42.68 +1.32+ 0.33) 育児休業等期間中 0.33		
	特別職組合員	86.39	41.92 (40.6 +1.32)	4.89	126.853 (86.39 +0.263+ 40.2)	42.25 (40.6 +1.32+ 0.33)	4.89	
	組合役員				86.653 (86.39 +0.263)	41.92 (40.6 +1.32)		
	組合職員	86.39	41.92 (40.6 +1.32)	4.89	86.653 (86.39 +0.263) 育児休業等期間中 0.263	41.92 (40.6 +1.32)	4.89	
	地方独立行政法人 役員組合員				86.653 (86.39 +0.263) (都)40.2	41.92 (40.6 +1.32)		
	一般組合員	86.39	41.92 (40.6 +1.32)	4.89	86.653 (86.39 +0.263) (都)40.2	41.92 (40.6 +1.32)	4.89	
	派遣職員				0.263 (都)40.2	0.33 (都)0.33		
	職員団体専従				86.39 (都)40.2	41.92 (40.6 +1.32) (都)0.33		

◎追加費用負担金率(対給料)・・・ 義務 67.5/1,000 非義務 40.6/1,000

◎育児休業等期間中には、産前産後休暇も含む

◎育児休業等期間中における負担金免除・・・掛金と同率(育児休業等期間中における免除期間は最長で、当該育児休業に係る子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月まで)

◎部分休業に伴う給料減額部分の負担金免除(長期給付に限る。)・・・長期掛金と同率

◎介護保険の第2号被保険者・・・40才以上65才未満の組合員

◎事務費負担金(23区教育委員会分)・・・年額 5,000円

◎子ども・子育て拠出金(対給料、対期末手当等)・・・1.5/1,000

◎後期高齢者医療制度の被保険者とされる組合員の短期掛金・負担金・・・(対給料) 3.39/1,000 (対期末手当等) 2.72/1,000

※組合役職員・地方独立行政法人職員・派遣職員・職員団体専従のみ(育児休業による掛金免除期間中は免除)

月単位 416.66円

(特別職・組合役員については対給料・対期末手当等ともに2.72/1,000)